

## 第8 権利保護保険（通称「弁護士費用保険」）

### 1 権利保護保険の内容と必要性

権利保護保険とは、市民が法的な紛争に遭遇した場合に、それを解決するために必要な費用を保険金として支払うというものである。したがって、この保険の利用者は保険料を支払うことが必要であるが、現実的に法的な紛争に巻き込まれたときに必要となる費用と比べて低廉な保険料支払いで賄える点に長所がある。

弁護士へのアクセス障害の大きな理由は、弁護士費用であり、この問題を解決しなければ司法へのアクセスそのものの保障がないも同然である。この問題を解決する一つの方法として、この保険の必要性が肯定される。

### 2 外国及び国内の状況

この保険を検討した日弁連業務改革委員会の検討グループが参考としたドイツ、イギリス等の保険を見ても、その国の紛争解決方法に合わせた保険制度でなくては利用しやすいものとはならないことが理解できる。ドイツでの普及は世帯数40%程度、イギリスでの普及は人口の60%程度で、そのような保険の普及が司法による紛争解決に道を開いていることが理解される。

日本国内においては、従来から自動車損害賠償保険の内容の一つとして、被害者の弁護士費用を保険金として支払う損害保険が存在している。しかし、最近このような交通事故以外に、①借地・借家、遺産分割、離婚等の一般市民の日常生活におけるトラブルや自動車事故の刑事事件を対象とする保険や、②事業者に対する業務妨害行為（いわゆるクレーム行為）への対応のための弁護士費用をまかなう保険が複数発売されるようになり、③業務妨害行為に限らない事業上のトラブル対応のための弁護士費用保険も発売されるに至っている。「日弁連リーガル・アクセス・センター」（通称「日弁連LAC」）は、このような多分野での普及活動とともに、中小企業向け弁護士費用保険の研究をしてきたが、その情報が保険会社各社に普及している状況もあり、今後は個人だけではなく、上記②や③のような中小企業に対する広がり期待している。そのためにも、個人だけではなく、法人の法的な需要も満足させられるシステムを作るべきである。

### 3 日弁連の動き

日弁連としては、損害保険会社との協議を続けた結果、権利保護保険という保険商品が販売されることとなり、その商品の弁護士紹介を担う制度を日弁連がつくることとなった。1999（平成11）年11月に日弁連理事会で制度創設の承認を経て、2000（平成12）年7月には日弁連と損害

保険会社との協定書の締結が初めてなされ、同時に日弁連内に日弁連LACが設置された。現在は、このセンターが制度の発展維持と保険会社との協議を続けている。

また、4記載の通りLACの取扱件数の増加に伴い、必要な事務作業や検討課題が今後も増加することが予想されたことから、日弁連LACは、各弁護士会に対して、2015（平成27）年より、弁護士会のLAC関連委員会・組織の構築を要請してきた。その結果、全ての弁護士会においてLAC関連委員会等が立ち上げられた（東京弁護士会においては、2016〔平成28〕年4月にリーガル・アクセス・センター運営委員会が立ち上げられている）。

#### 4 制度の現状

2019（令和元）年9月段階で、日弁連と協定している損害保険会社等は15社、共済組合連合会4つで合計が19の協定会社となっている。その取扱にかかる保険の販売実績と弁護士紹介依頼件数は正比例して伸びている。

2019（令和元）年度は、4月から8月までの5ヶ月間ですでにLAC取扱件数が、16,744件となっており、昨年度の件数（1年間で39,087件）よりも増加し、ついに40万件に達するのではないかと期待されている。このうち、60期以降の若手弁護士への紹介件数はおよそ2/3になっており、若手の業務基盤の確立に寄与しているといえる。

なお、日弁連がプリメント少額短期保険株式会社との間で、「弁護士保険（権利保護保険）の制度運営に関する協定書」を締結したことに伴い、同社が2013（平成25）年5月から販売開始した単独型の弁護士費用保険「Mikata」において「初期相談」（電話で概括的な相談と法制度の情報提供並びに法律相談機関及び弁護士斡旋紹介制度等の広報活動を行うこと）の制度が導入された。東弁も、「東京弁護士会初期相談制度運営規則」を制定した上、同社との間で業務委託契約を締結し、2015（平成27）年1月から、弁護士を初期相談担当者として配置し、試行によりこれを実施することとなった。現状では、東京（午後担当）と大阪（午前担当）で1ヶ月300件前後の初期相談があり、1ヶ月あたり50件前後の弁護士紹介がなされている。

さらに、2015（平成27）年11月には、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から「弁護のちから」と呼称される多分野における弁護士費用保険の販売が始まり、この保険に関しても日弁連との間で弁護士紹介のための追加協定書が結ばれている。同保険による弁護士紹介依頼件数は、2019（令和元）年9月時点で累計40件程度であるが、今後の増加が期待される。

また、2017（平成29）年9月に損害保険ジャパン日本興亜株式会社から「業務妨害行為対応費用保険」（当初は医療機関向けに販売されたが、その後、医療機関以外にも販売されるようになってきている。）が販売開始となった。さらに、広く一般民事分野を対象とする弁護士費用保険として、2018（平成30）年6月に共栄火災海上保険株式会社から「HELP!」と呼称される商品（個人対象）が、2019（令和元）年7月にフェリクス少額短期保険株式会社から「リガール」（個人対象）及び「リガールbiz」（事業者対象）と呼称される商品の販売が始まった。そして、同年8月には中小企業福祉共済協同組合連合会から組合員である中小企業向けに労働紛争に対応する

ための商品が販売開始となり、これらの保険に関しても日弁連との間で弁護士紹介のための追加又は新規協定が結ばれている。

## 5 この制度の問題点と育成

一般的な法的紛争解決費用に関する保険について、司法アクセスの改善や社会に生じる紛争解決のために、弁護士会としても将来的な発展を応援すべきである。ただし、この制度は、弁護士会が関与することを含め諸外国にはない我が国特有の制度として発展を遂げてきたという経過があるため、制度の持つ問題点も意識した上での発展を目指す必要があり、問題点を議論しておく必要性は大きい。以下に挙げるようなこの制度の問題点を意識しつつ、国民にとって利便性のあるものとして育て上げていくよう、弁護士会としても、積極的にその普及に協力していくべきである。

① 弁護士会での報酬規定が廃止されたために、この保険制度の安定には、適切妥当な報酬基準を決める必要性があるところ、現在、旧日弁連報酬基準を基礎として円滑な保険金支払いのための基準（あくまで保険金の支払基準であり、弁護士報酬の基準ではない。）が決められている。依頼された弁護士がこの点を理解した上で事件処理をすることが重要である。特に、保険金として支払われる弁護士報酬の額の妥当性は、常に問題となり得るのであり、保険会社と日弁連との協議を続ける必要性の一つがここに存在する。

訴額基準では弁護士報酬が低廉過ぎるという欠点があった少額事件関係は、時間制報酬制度の導入により60万円を一応の上限として請求できる制度となり、国民の少額事件における泣き寝入り防止に役立つことが期待されている。例えば、訴額が10万円の事件でも弁護士報酬は必要であれば60万円まで保険金として支払われるということである。ただし、受任弁護士が時間制報酬制度に慣れていないための問題点が現出している。

② 権利保護保険の内容はあくまで保険会社の商品開発の問題であり、全体として保険会社の開発姿勢に依拠しなくてはならない。このことは、解決費用としてどのような事件の費用に限定されるかは全て保険約款の内容の問題となることを意味し、その保険の内容が、国民にとって利便性のあるものとなるか否かは、保険会社間での自由競争原理での発展を望まざるを得ない。現在多くの法分野の紛争を対象とする保険商品が販売されるようになり、協定保険会社が新商品の企画開発段階から日弁連LACとの協議を求め、双方が協力しながら開発を進めることが増えている。今後も、日弁連が保険商品の開発に主体的に関わりながら、国民の利便性や司法アクセスの改善を念頭に置いて、さらに対象法分野を拡大した保険が販売されるよう努めていく必要がある。

③ LAC制度が円滑に運営されるためには、何よりも日弁連、各弁護士会と日弁連と協定を締結している保険会社や共済協同組合連合会（以下、「協定保険会社等」という。）との信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのためには、ア）弁護士の供給体制の構築、イ）弁護士会推薦名簿に登載される弁護士の質の確保、ウ）各弁護士会所在地の協定保険会社等との意見交換

会の開催、エ) 弁護士費用保険に関するトラブル（保険金として支払われる弁護士費用の額等）について、迅速かつ公正に解決するための制度の創設が要請される。

ア) については、日弁連と協定保険会社等との協定書上は、弁護士会が「適正な弁護士」を紹介する努力義務を負っている。弁護士会として、弁護士の供給体制を整えるためには多くの解決しなければならない問題が山積している。弁護士過疎地域での弁護士紹介、弁護士報酬請求の適正性の維持、不適切弁護活動に対する弁護士会の指導監督のあり方は、今後各弁護士会が特に気をつけていかなければならないことであり、難しい。この弁護士の供給体制は、今後の弁護士の業務拡大にもつながることを意識すべきである。

イ) については、保険の適用範囲が一般民事案件や中小企業向けにも拡大してきていることを踏まえ、研修等の充実を図る必要がある。

ウ) については、東京三弁護士会は共同で年に1~2回開催しており、各立場からの問題点について意見交換を行い、必要に応じて日弁連にもフィードバックしている。また、東京三弁護士会以外の全ての弁護士会においても、同様の意見交換会が実施されるようになった。今後は、意見交換のテーマの設定について、事前に協定保険会社等とよく摺合せをして、より活発で有意義な意見交換を行うことができるように周到的な準備をしていくべきである。

エ) については、2018（平成30）年1月に日弁連内に「弁護士保険ADR」が設立され、和解あっせん手続、裁定手続のほか、見解表明手続も用意されている。2019（令和元）年8月末現在で、累計18件の申立てを受理し、うち4件が係属中である。また、終了した14件の内訳としては、3件が取下げ、2件が見解表明、9件が和解成立となっており、順調な運用がなされているといえよう。

④ 東弁は、日弁連LACとの密な情報共有や連携を図りながら、制度の普及と発展のために積極的に取り組んでいるが、弁護士紹介だけでも法律相談センターと同じ率の納付金がある点など、制度の普及に対する障害となりかねない問題点があり、さらに今後の改善を検討していくべきである。

⑤ 保険事故か否かを判断するのは、保険会社であり、その判断の妥当性を担保する手段がどのように採られるかが問題である。

⑥ 保険商品の内容、販売方法、運営方法については、日弁連も協議に加わることが予定されているが、この協議の実効性を確保するための方策を常に考えていくべきである。

⑦ 保険で支払われる解決費用に、今後拡大することが予想される裁判外紛争処理機関での費用がどの範囲で含まれるかが問題である。その費用が含まれるような体制づくりに持って行くべきであろう。